

しらかばこども園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人誠心会
事業者の所在地	横須賀市池田町 1-22-12
事業者の連絡先	046-834-0690
代表者氏名	理事長 濱田 徹

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園								
名称	しらかばこども園								
所在地	横須賀市池田町 1-22-12								
連絡先	(電話番号) 046-834-0690 (FAX番号) 046-834-1706								
施設長氏名	浜田和幸								
開設年月日	2015年4月1日								
職員体制	園長 1名                      副園長 1名 主幹保育教諭 2名        指導保育教諭 2名 保育教諭 33名            主任栄養士 1名 事務員 3名                調理師 4名 調理員 2名                嘱託医 1名 嘱託歯科医 1名        嘱託薬剤師 1名								
利用定員	認定区分	施設の別	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定	本園	—	—	—	4人	4人	4人	12人
	2号認定	本園	—	—	—	27人	27人	27人	81人
	3号認定	本園	—	—	25人	—	—	—	25人
		池田分園	8人	12人	—	—	—	—	20人
		新大津分園	9人	11人	—	—	—	—	20人
合計	—	17人	23人	25人	31人	31人	31人	158人	

<p>当園の基本理念・方針</p>	<p>本こども園は、当法人の基本理念である「みんないっしょの教育・保育・福祉」に基づいて、次に掲げるとおり子どもを育成することを教育・保育方針とする。</p> <p><b>「みんないっしょの教育・保育・福祉」</b></p> <p>明るくのびのびと心身ともに調和のとれた発達を目指し、一人ひとりの個性を尊重し基本的な生活習慣の自立をはかります。健常児と障がいのある子どもをいっしょに保育することで差別や偏見をなくし、思いやりの気持ちを養い、双方にプラスになる統合保育を目指します。</p> <p>○基本指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの育つ力を支援する。</li> <li>・優しさと思いやりの心を育む。</li> <li>・子ども、保護者、保育者の三者一体で育て、慈しむ気持ちを育む</li> <li>・給食は手作りで、美味しく感謝の気持で食す。</li> </ul> <p>○三つの目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自分から挨拶の出来る子になろう</li> <li>2. いつも笑顔で、相手に優しい気持ちを持てる子になろう</li> <li>3. 何事にも一生懸命取り組める子になろう</li> </ol> <p>○七つの実践</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 忍者遊具を活用しての運動教育の実践</li> <li>2. 歌や楽器を活用しての音感教育の実践</li> <li>3. 農園を活用しての農業体験の実践</li> <li>4. 収穫した野菜を食材にした食育体験の実践</li> <li>5. 統合教育・保育の実践</li> <li>6. 施設内の放課後児童クラブを活用しての異年齢児交流の実践</li> <li>7. 高齢者施設を訪問しての異世代交流の実践</li> </ol>
-------------------	---

## 2. 提供する教育・保育の内容

クラス	年齢別の教育・保育目標
0 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた雰囲気の中で、欲求を満たしたいとき、情緒の安定を図ると共に、一人一人の豊かな個性の発達と保育者との信頼・愛着関係、仲間関係の基礎を育てる</li> <li>・安心できる保育者のもとで、食事・睡眠・排泄など基本的な生活習慣を身に付けるようにする</li> <li>・保育者との関りの中で、心地よいという感情を十分に感じる</li> </ul>
1 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者に見守られながら過ごす中で、安心して自分の気持ちを表す</li> <li>・保育者や他児との関りから、少しずつ言葉を覚え要求や思いを簡単な言葉で相手に伝えようとする</li> <li>・安心・安全な環境の中、全身を動かしていろいろな活動を楽しみ、周囲や友達への興味関心を広げる</li> </ul>
2 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の流れを理解し、身支度や排泄、食事などの身の回りのことを自ら行おうとする</li> <li>・自分でできる喜びを感じる</li> <li>・共に生活する楽しさを知り、友達からの刺激を受け、遊びを広げていき、主体的な活動を深める</li> </ul>
3 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の流れに見通しを持ち、身の回りのことも自分でしようとする気持ちを育てる</li> <li>・様々な決まりごとの大切さに気付き、守ろうとする</li> <li>・様々なものに興味関心を持ち、友達と触れ合いながら楽しんで遊ぶ。また、遊びや経験を通して関心を持つ</li> </ul>
4 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団で活動していることを意識しながら過ごす</li> <li>・自分の気持ちを体で表現するだけでなく、言葉でも表現をし、相手の思いにも気づきながら他児との関りを楽しむ</li> <li>・健康な身体でいるために必要なことを知り、実践する</li> </ul>
5 歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自分たちで考え、作り出す園生活を大切にする</li> <li>・環境への興味や関心を促し、関わる力を育てる</li> <li>・子どもの「育ち」や「学び」が小学校へ接続していく姿を見通す</li> </ul>

### 3. 毎日の教育・保育の流れ

#### (1) 保育標準時間

しらかばこども園デイリープログラム  
標準時間

	0才児	1才児	2才児	3歳児	4歳児	5歳児	
7:00	順次登園			順次登園			
8:30	0, 1歳児合同保育			自由遊び	自由遊び	4, 5歳児合同保育	
9:00	おやつ	おやつ	おやつ	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり	
9:30	日中活動	日中活動	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	
10:00			日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動
11:00							
11:30	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	
12:00				歯磨き			
12:30				午睡			午睡
13:00	歯磨き						
13:15		歯磨き					
13:30	起床		起床	起床	起床	起床	午後活動
14:00							
14:30	自由遊び	起床	起床	起床	起床	起床	
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	
15:30	自由遊び	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	
16:00		自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び
17:00	0, 1乳児合同保育			自由遊び	自由遊び	自由遊び	
17:30	0, 1乳児合同保育			2, 3歳児合同保育		4, 5歳児合同保育	
18:00	18:01～延長保育～19:00			18:01～延長保育～19:00			
18:30	おやつ			おやつ			
19:00	完全降園			完全降園			

※4歳児は5月いっぱいまで午睡を設けるが、徐々になくし、午後活動時間を増やす  
 ※4, 5歳児は夏場7月中旬～8月下旬は午睡を設ける  
 ※おむつ替えや排泄時間は、活動前後に設け、それ以外については、個別に対応する

#### (2) 保育短時間

しらかばこども園デイリープログラム  
保育短時間

	0才児	1才児	2才児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
8:00	順次登園			順次登園			順次登園		
8:30	0, 1歳児合同保育			自由遊び	自由遊び	4, 5歳児合同保育		4, 5歳児合同保育	
9:00	おやつ	おやつ	おやつ	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり
9:30	日中活動	日中活動	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会	朝の会
10:00			日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動
11:00									
11:30	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	
12:00				歯磨き					
12:30				午睡			午睡		午睡
12:45	歯磨き								
13:00		歯磨き							
13:15	起床		起床	起床	起床	起床	起床	午後活動	
13:30									
14:00	自由遊び	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
15:30	自由遊び	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会
16:00	16:01～延長保育～19:00						預かり保育	預かり保育	預かり保育
17:00	0, 1乳児合同保育			自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び	自由遊び
17:30	0, 1乳児合同保育			2, 3歳児合同保育		4, 5歳児合同保育		2, 3歳児合同保育	4, 5歳児合同保育
18:00	0, 1乳児合同保育			2, 3, 4, 5歳児合同保育			2, 3, 4, 5歳児合同保育		
18:30	おやつ			おやつ			おやつ		
19:00	完全降園			完全降園			完全降園		

※4歳児は5月いっぱいまで午睡を設けるが、徐々になくし、午後活動時間を増やす  
 ※4, 5歳児は夏場7月中旬～8月下旬は午睡を設ける  
 ※おむつ替えや排泄時間は、活動前後に設け、それ以外については、個別に対応する

#### 4. 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	入園進級式・クラス懇談会
6 月	親子遠足(本園対象)
7 月	夏祭り・プール開き・4,5歳児午睡開始・個人面談
8 月	個人面談 4,5歳児午睡終了
9 月	引き渡し訓練
10 月	みんないっしょの大運動会・ハロウィンパーティー
11 月	お泊り保育(年長児対象)・保育参加, 参観・クラス懇談会
12 月	音楽祭(本園, 家庭的対象)・餅つき大会・クリスマス会 年末年始休園(29日～1月3日)
1 月	年末年始休園(29日～1月3日)・ミニミニ音楽祭(分園対象)
2 月	節分集会・お菓子遠足(2歳児～幼児クラス対象)・作品展
3 月	新入園児説明会・お別れ遠足(年長児対象)・卒園式・離任式

※お誕生日会について

本園…毎月

池田分園…奇数月(例:4, 5月生まれは5月。6,7月生まれは7月)

新大津分園…奇数月(例:4, 5月生まれは5月。6,7月生まれは7月)

あかね保育室…誕生児のいる月

5. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

(1) 【1号認定（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8時00分～16時00分（8時間）
預かり保育	預かり保育時間	朝：7時00分～7時59分 30分 200円（月額上限なし）
		夕：16時01分～19時00分 30分 200円（月額上限なし）
		土曜：15時01分～18時00分 30分 250円（月額上限なし）
	※平日の預かり保育に関しては、勤務形態により免除が認められる場合があります。該当する方は、雇用証明書と申立書の提出が必要となります。	
休園日	日曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	

1号認定の土曜保育利用の場合はご相談ください。

※運動会・音楽祭・卒園式・保育参加参観等を行う日の土曜日保育は行いません。

(2) 【2号・3号認定（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育時間	保育標準時間	夕：18時01分～19時00分 30分 200円（月額上限5000円）
		土曜：15時01分～18時00分 30分 250円（月額上限なし）
	保育短時間	朝：7時00分～7時59分 30分 200円（月額上限なし）
		夕：16時01分～19時00分 30分 200円（月額上限なし）
		土曜：15時01分～18時00分 30分 250円（月額上限なし）
開所時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～18時00分
休園日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※運動会・音楽祭・卒園式・保育参加参観等を行う日の土曜日保育は行いません。

## 6. 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
給食費（3歳児以上）	1ヶ月 6000円（主食費 1500円・副食費 4500円）		
延長保育料 （延長時間利用者のみ）	保育標準時間	30分	200円（月額上限 5000円）
	保育短時間 1号認定	30分	200円（上限なし）
	土曜日	30分	250円（上限なし）
教材費	各クラス別	封筒参照	
遠足代	入園料、バス代等	別途徴収させていただきます	
卒園会費（年長児のみ）	都度徴収	クラスTシャツ、卒園アルバム、謝恩会費等	

※閉園時間を越えた19時以降のお迎えの際は、別途30分700円を徴収致します。

兄弟児で建物が離れている場合も、19時以降は、同額徴収致します。

※19時以降のお迎えが続いた際は、下記にも記載してある通り、退園のケースにもなります。

## 7. 支払方法

※月額保育料、主食費：口座振替

当月分を「かながわ信用金庫」口座から月末（最終営業日）に引き落としさせていただきます。

残高不足等で口座振替が出来ない場合、翌月中旬までに現金での精算となります。

※延長保育料：現金精算

前月分を精算し、金額を記入した封筒をお渡しします。職員まで手渡しをお願い致します。

※教材費・保護者会費：現金精算

内容及び金額を保護者の方に説明の上、現金精算を行います。

必ず職員に手渡しして下さい。その場で職員が確認させていただきます。

## 8. 口座の設定

- ① 「学費等自動振替依頼書」の必要事項をご記入頂き、「かながわ信用金庫」各支店へお持ち下さい。（どこの支店でも大丈夫です）
- ② 学費等自動振替依頼書の「学校控え」を当園に提出して下さい。
- ③ 当園から「かながわ信用金庫」へ事務手続きを行い、承認されましたら口座振替が開始されます。
- ※事情により口座振替が出来ない方、希望されない方は「事務」または「副園長山村」までご相談下さい。

## 9. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園との直接契約による</li> <li>・ 新規の応募が定員を超えてしまった場合は、園長もしくは担当職員との面接等より決定する</li> </ul> <p>【2号・3号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が行う利用調整による</li> </ul>
利用決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用契約書の締結による</li> </ul>
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・ 保護者から退園の申し出があったとき</li> <li>・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>退園の対象となるケース</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育料等の未納が続いた場合</li> <li>・ お迎えが19時を過ぎることが多くあった場合</li> <li>・ 園の運営に支障をきたす場合</li> </ul> <p>※閉園時間を超えた19時以降のお迎えの際は、別途30分700円を徴収致します。</p> <p>兄弟児で建物が離れている場合も、19時以降は、同額徴収致します。</p>

## 10. 毎日の健康管理について

### (1) 毎朝の検温等の確認

・登園前にご自宅で検温をして頂き、所定の用紙に記載する。

0.1.2歳児は、育児日記。

3.4.5歳児は、夏場のみプールカード

・登園した際も、保育室にて検温を実施致します。

### (2) 発熱の場合の取り扱い

・早朝より37.5℃以上の体温があるお子様については、お預かりできません。

・日中、37.5℃を目安に保護者の方にご連絡を致します。

※症状によっては、お迎えをお願い致します。

### (3) 与薬について

当園では、保護者の方の承諾のもと保育時間内での与薬を行っておりましたが、「与薬は医療行為であるため、原則として保育教諭は与薬を行ってはならない」という市からの指導がありました。

しかし、お子様の病状管理のために、やむを得ず保育時間内に与薬が必要な場合があります。そこでこの度、保護者の方の承諾のもと、保護者の方の代理として保育教諭がお子様へ与薬することについて下記の通り、取り扱っております。

#### (1) 与薬出来る薬

・慢性的な疾患（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等）に対する薬

・医師が保育時間内に必要と判断した薬

#### (注意事項)

① 次のような薬は与薬出来ません。

・風邪薬 ・飲むのを嫌がったり、飲むと吐いてしまうような薬

・「熱が出たら」「咳が出たら」「かゆがったら」というような症状を保育教諭が判断して投与しなければならないもの。

<p>② 次のような薬は予めご相談下さい。</p> <p>③ お預かりする薬は原則として1回分です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座薬（痙攣止） ・目薬 ・塗り薬</li> <li>・その他、医師から指示があった薬</li> <li>・必ずお子様の名前をフルネームで記入して下さい。</li> </ul>
<p>(2) 手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師による「与薬指示書」（有料で医師が作成）と「与薬依頼及び承諾書」（保護者が記入）を薬と一緒に、保育教諭に手渡しして下さい。書類は園にありますので、必要に応じてお渡しします。</li> <li>・なお、医師に「与薬指示書」を作成してもらう前に、「こども園に通園」していることを告げ、どうしても保育時間内に飲ませなくてはならないか、必要な場合はその理由を記入してもらって下さい。</li> <li>・「与薬指示書」は園指定のものでなくても構いません。</li> </ul>

※薬は必ず1回分にし、書類を職員に手渡しでお願い致します。

「市販薬」及び「リップクリーム」「ハンドクリーム」「日焼け止め」等は保育教諭が取り扱うことが出来ません。予めご家庭で使用してから登園して下さい。

尚、ホクナリンテープ(器官拡張テープ)医療用テープ等を、ご使用の際は必ず職員にお知らせ下さい。

※虫よけシールは、取れた際の誤飲につながりますのでご遠慮ください。

#### (4) 感染症の取り扱いについて

- ・学校安全法に準じて対応致します。
- ・感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、園での生活が可能な状態となつてから登園をお願い致します。
- ・登園許可書に記載されている感染症につきましては、医師に登園許可書を記入して頂いてから登園をお願い致します。

## 1 1. 園と保護者との連絡について

### (1) 体調不良や怪我等における対応方法

- ・お子様の急な発熱や体調不良の際、集団生活が難しいため、必要に応じてお迎えをお願いする連絡をさせていただきます。可能な限り 1 時間以内にお迎えの来られる体制をとっておいて下さい。  
「大丈夫だから」と熱のあるお子さんのお迎えに来て頂けず重症化し、翌日入院になってしまったケースもあります。そのような場合、逆に保護者の方の負担となってまいりますので、連絡のあった際は早急なお迎えをお願い致します。  
尚、緊急連絡先に変更のある日は登園時に必ずお知らせください。
- ・園での怪我を負ってしまった際、必要に応じて病院を受診させていただきます。保護者の方と連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を優先させ、責任をもって対処します。  
万が一縫合の必要のある怪我を負った場合、早急に受診をし、医師に処置をして頂きますが、そのような怪我の際にも「縫わないで欲しい」という希望がある方は予め職員までお伝え下さい。
- ・病院を受診する際「保険証・小児医療証のコピー」を持って行きますので、内容に変更がある場合は必ず更新された物のコピーをその都度提出して下さい。

## (2) 災害時における対応方法

- ・「キッズリー」を導入しております。災害時や行事の連絡なども行いますので、登録をお願い致します。
- ・地震、津波発生時において、建物が倒壊せずライフラインが止まらない程度のものでしたら、園では子ども達を各保育室で一箇所に集めて安全確認を行ないます。
- ・緊急避難場所は下記の通り、状況に応じて判断させていただきます。

緊急避難場所一覧

	本園	池田分園	新大津分園	家庭的保育事業所
本園の火災	園庭 池田分園 隣の公園 芝生の公園	待機	待機	待機 池田分園 芝生の公園
池田分園の火災	待機	本園	待機	待機
新大津分園の火災	待機	待機	大津公園	待機
家庭的保育事業所の火災	待機 池田分園 隣の公園	待機	待機	本園 池田分園 隣の公園 芝生の公園
それぞれ近隣からの火災	園庭 隣の公園 芝生の公園 池田分園	園庭 本園	大津公園 池田分園	本園 隣の公園 芝生の公園 池田分園
大規模地震発生時	本園	本園	大津高校	本園
地震による津波発生	本園	本園	大津高校	本園

※状況に応じて園長、もしくはその時の責任者が判断をする

☆隣の公園:池田町1丁目第4公園

☆芝生の公園:池田町1丁目第3公園

### ◎大規模地震の時

- ・本園、池田分園、家庭的事業所は建物の倒壊がない限り、本園にて避難待機をします。理由は備蓄庫があり、約3日分の食料と水があること、坂の一番上にあるため津波から身を守れる立地であるためです。
- ・新大津分園は大津高校へ避難します。駅が近く日常では便利な立地ですが、海拔3.3m、海からの距離が1.2kmということもあり、大規模地震の時は津波の心配があります。日中活動の中で、避難経路を散歩するなど様々な活動をしてきましたが、津波時に素早く高台に上がることを考慮すると耐震工事が完了した大津高校へ避難することが現状では最適と考えました。引き取り訓練は新大津分園で行なうこととなりますが、津波警報発令時に一刻を争う場合は、大津高校へ避難します。

### ◎日常の対策

- ・避難時はお子様自身が歩いたり、階段を昇り降りすることがありますので、日中活動では乳児も幼児も散歩を多く取り入れるようにしています。また、短い時間ですぐに集まることを遊びの中で行なっております。

### ◎実際に災害にあったら…

- ・毎月防災訓練をしておりますが、実際は訓練通りにいかないことが想定されます。大規模地震が起きた場合、まずは保護者の方ご自身の安全を確保してください。慌てて危ない道をたどって二次災害に巻き込まれないようにして下さい。ライフラインが止まったり、公共の交通機関が機能しなくなる場合もあります。帰宅難民になる方もいると思います。無事に各避難場所にお子様を引き取りに行けると判断してから行動するようにして下さい。
- ・園外に避難する際は、玄関に避難先を掲示します。
- ・お子様をこども園に預け、お仕事をされている間に災害が起きてしまったら、どのように対応をするかということをご家族と相談してみてください。

## 1 2 . 嘱託医

	嘱託医	嘱託歯科医	嘱託薬剤師
医師名	鈴木 基好	小野 晃嗣	岩佐 昭子
診療科目	内科	歯科	薬剤師
医療機関名	鈴木内科クリニック	小野歯科医院	ファーマシー鈴木安浦店

尚、園児健康診断は年2回実施致します。

## 1 3 . 欠席・遅刻の連絡

欠席の連絡は、給食の準備の関係上、8：30までにご連絡をお願い致します。

通院等で、大幅に遅刻される場合も同様に、お願い致します。

キッズリーでのお休み連絡も8：30までをお願い致します。

## 1 4 . 保護者の方に用意して頂くもの

別紙添付(クラス毎に異なります)

## 15. 服装について

こども園では外遊びや製作活動を多く取り入れていますので、お子様が動きやすく、汚れても良い身体の大きさにあった服装で登園する様にお願いします。

下記の表にある衣服等は危険を伴ったり、自分で着脱がしにくいいため、禁止とさせていただきます。

オーバーオール	スカート	ホックやベルトのあるズボン
ワンピース	スパッツ・レギンス	ヘアピン
パーカー等フード付の洋服	サンダル・クロックス・ブーツ	
取れやすい装飾がついている洋服	ピアスやアクセサリ等の装飾品	

- ・汚れた時には着替えをしますので、ロッカーの中には着替えの補充をお願いします。
- ・髪の毛の長いお子様は結んで下さい。
- ・靴(サンダル・ブーツは不可)は、お子様が自分で履きやすいマジックテープのものをおすすめします。

## 16. 食事の提供方法について

乳児クラス 午前おやつ	昼食時間までの捕食として、市販のお菓子を提供いたします
昼食・午後おやつ	自園調理にて提供しております。また、自園の農園で収穫した野菜も取り入れております。献立表は、毎月別途お知らせ致します
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどがあり、食べられないものがあるときはお知らせ下さい。除去食及び代替食にて対応しております。その際は、アレルギー診断書をお渡し致しますので、医師に記入して頂き、提出をお願い致します。
衛生管理簿	調乳、配膳を担当する保育教諭及び調理員は、毎月検便を実施しています。感染症や食中毒が発生又は蔓延しないよう、衛生管理を適切に実施し、感染症や食中毒の予防に努めます。

## 17. 施設や園児に対する損害賠償保険の加入状況

保険会社	対象人員	掛け金年額(1人当たり)
損保ジャパン日本興亜(株)	191名	222円
日本スポーツ振興センター	185名	285円

## 18. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付責任者	浜田 和幸	園長
相談・苦情解決担当者	山村 大樹	副園長
第三者委員	小川 義一	元横須賀市立小学校校長
	宮川 理恵	大津地区主任児童委員

## 【要望・苦情等における対応方法】

### (1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員による話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

### (4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）

本事業者で解決できない苦情は、神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

### (5) 市の窓口

**横須賀市民生局 福祉子ども部 子育て支援課**

**TEL046-822-8224**

## 19. 個人情報の取り扱い

当園では「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の定めるところに従い、個人情報の適切な取り扱いに努めております。

しかし、当園生活の中で、お子様の写真や氏名、生年月日、作品展示など園内または園外（ホームページやブログ、外部業者による写真撮影など）において、氏名の記載や公開などがあり、その内容について支障があると考えられるご家庭もあるかと存じます。そこで、各ご家庭にその意思を確認させていただきたく、大変お手数をお掛け致しますが、別紙（しらかばこども園個人情報に関する確認書）の項目にご記入いただき、**職員に直接、提出をお願い致します。**

また、行事等での写真撮影、ビデオ撮影は問題ありませんが、撮った写真、ビデオはご家庭でお楽しみ頂き、他のお子さんが写っている写真等を SNS 等に載せることのないようお願い致します。

## 20. 個人教材について

教材	使用する学年
自由画帳	2歳児クラス～
粘土板	2歳児クラス～
粘土	2歳児クラス～
粘土ケース	2歳児クラス～
クレヨン	2歳児クラス～
体操服上下	3歳児クラス～
粘土ベラ	3歳児クラス～
お道具箱	3歳児クラス～
はさみ	3歳児クラス～
のり	3歳児クラス～
ピアノカホース	4歳児クラス～
学習ノート	4歳児クラス～
クーピーペンシル	4歳児クラス～

※2歳児クラスより保育に必要な個人教材費として学年毎に徴収させていただきます。

※毎年、教材の価格の変動があります。配布いたします、封筒をご確認下さい。



## 22. 各施設連絡先

名称	電話番号	住所
しらかばこども園本園	046-834-0690	池田町 1-22-12
しらかばこども園池田分園	046-835-5821	池田町 1-19-18
しらかばこども園新大津分園	046-834-0302	大津町 4-8-6
しらかば家庭的保育事業所	046-836-8668	池田町 1-22-20